

露地園芸物価高騰緊急対策事業に係る運用について

令和8年3月10日
農産園芸課

宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日農産園芸課）（以下「交付要綱」という。）における、「露地園芸物価高騰緊急対策事業」実施に係る運用については、下記によるものとする。

記

1 事業の目的

物価高騰の影響を受ける露地園芸生産者に対し、生産性向上に必要な機械導入支援や露地野菜の中核をなす加工用大根、ほうれんそう、種芋用さといもの作付継続支援により、露地園芸産地の持続的な発展を図る。

2 補助対象経費及び補助上限額等

(1) 生産性向上支援

ア 補助対象経費

生産性向上に資する機械の導入に要する経費

(ア) 対象経費例

トラクター、ホイールローダー、スピードスプレイヤー、ミニショベル等

(イ) 留意点

a 国庫事業の活用が困難な機械導入であること

b 令和6年2月補正「露地園芸物価高騰緊急対策事業」及び令和7年9月補正「水田農業物価高騰緊急対策事業」で採択されていない者であること

イ 補助上限額

1 経営体当たり5,000千円

ウ 事業の優先採択基準

別添ポイント表に基づき、県農産園芸課での協議の上、優先採択するものとする。

エ 添付資料

計画書に農業経営改善計画認定申請書、地域計画、県との連携が分かる書類を添付すること（該当する場合に限る）

(2) 作付継続支援

ア 補助対象経費

物価高騰の影響を大きく受けている加工用だいこん、ほうれんそう、種芋用さといも生産者に対する生産費の一部を支援

イ 補助上限額

11千円/10a

※ 予算額に対し要望額が多い場合は、標準単価の減額を行う。

ウ 添付資料

計画書に事業活用申請書を、実績書に作付確認表と間接補助の場合は生産者への支払が分かる書類を添付すること

3 事業実施等の手続き等

(1) 事業実施計画の作成及び提出

事業を実施しようとする事業実施主体は、交付要綱別記様式第1号により事業計画書を作成の上、生産性向上支援に係る計画書は、市町村と連携し、所管する西臼杵支庁又は農林振興局（以下「支庁・振興局」という。）の長に提出する。作付継続支援に係る計画書は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

ただし、生産性向上支援に係る計画書であっても、複数の地域をまたぐ事業実施主体の場合は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。

(2) 事業実施計画の審査等

支庁・振興局の長は、事業計画書の内容を速やかに審査し、適当であると認められるときは、県農産園芸課と協議の上、予算配分を受けるものとする。

なお、事業実施主体への補助金の交付に当たっては、交付要綱に定めるところにより実施する。

(3) 事業実績の作成及び提出

事業実施主体は、令和9年2月末までに事業を完了し、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに事業実績書を作成の上、生産性向上支援に係る実績書は、所管する支庁・振興局の長に提出し、作付継続支援に係る実績書は、直接、県農政水産部長へ提出するものとする。